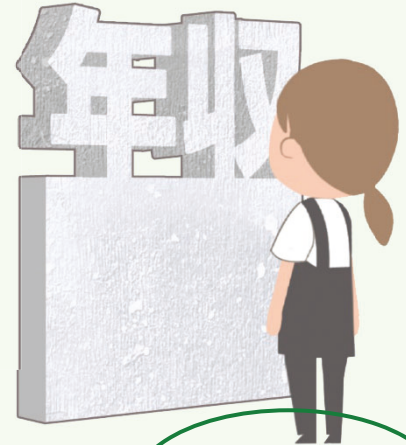


年収130万円超でも2年間は扶養認定!

年収の壁

徹底対策セミナー

パート社員のさらなる社会保険適用拡大!



2025年以降
大改正はある!?

103万、106万、130万等、昨今パート社員を巡る「年収の壁」がニュースを賑わせています。従来から配偶者との扶養関係を維持するために多くのパート社員が労働時間の調整を行ってきましたが、最近の人手不足の状況に逆行する動きとして社会問題にもなっています。パート社員を巡っては税制度と社会保険制度が絡み合う複雑さに加え、最低賃金の相次ぐ引き上げで一層その解決を難しくしています。本セミナーでは最新の法制度の確認はもちろん、国がその対策として用意した被扶養者認定制度や助成金についてもわかりやすく説明し、自社のパート社員のさらなる活用に役立てていただくことを目的としております。

〈講師プロフィール〉

くらなかかずひろ

蔵中一浩 氏

横浜リンケージ社労士事務所代表
・特定社会保険労務士



管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとられず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。またハラスメント防止コンサルタント、年金アドバイザー2級の資格も持つ。

■開催日:9月19日(木)

■時間:14:30~16:30

■会場:プラザ杉の子(大館市有浦1-7-55)

○受講料:無料(会員・非会員問わず)

○定員:30名(先着申込順)

〈お申込み方法〉下記申込書に必要事項をご記入いただき
FAXにてお申込みください

- こんなにある年収の壁
・103万円・106万円・130万円
・150万円・210万円
- 税制度と社会保険制度の交錯を紐解く
- 労働時間とおカネの関係
- 具体的事例で考える
- 会社としてベストなパート社員の働かせ方とは?
- 国が用意した最新の対策
・キャリアアップ助成金の新コース
・社会保険適用促進手当の標準報酬算定対象外
・事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

申込み用
QRコード



主催:大館商工会議所

TEL:0186-43-3111

★年収の壁徹底対策セミナー受講申込書★

大館商工会議所 行 ⇒ FAX:0186-49-0556

(申込日:2024年 月 日)

企業名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名	(複数のご参加可能)		

※ご記入頂いた情報はセミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。